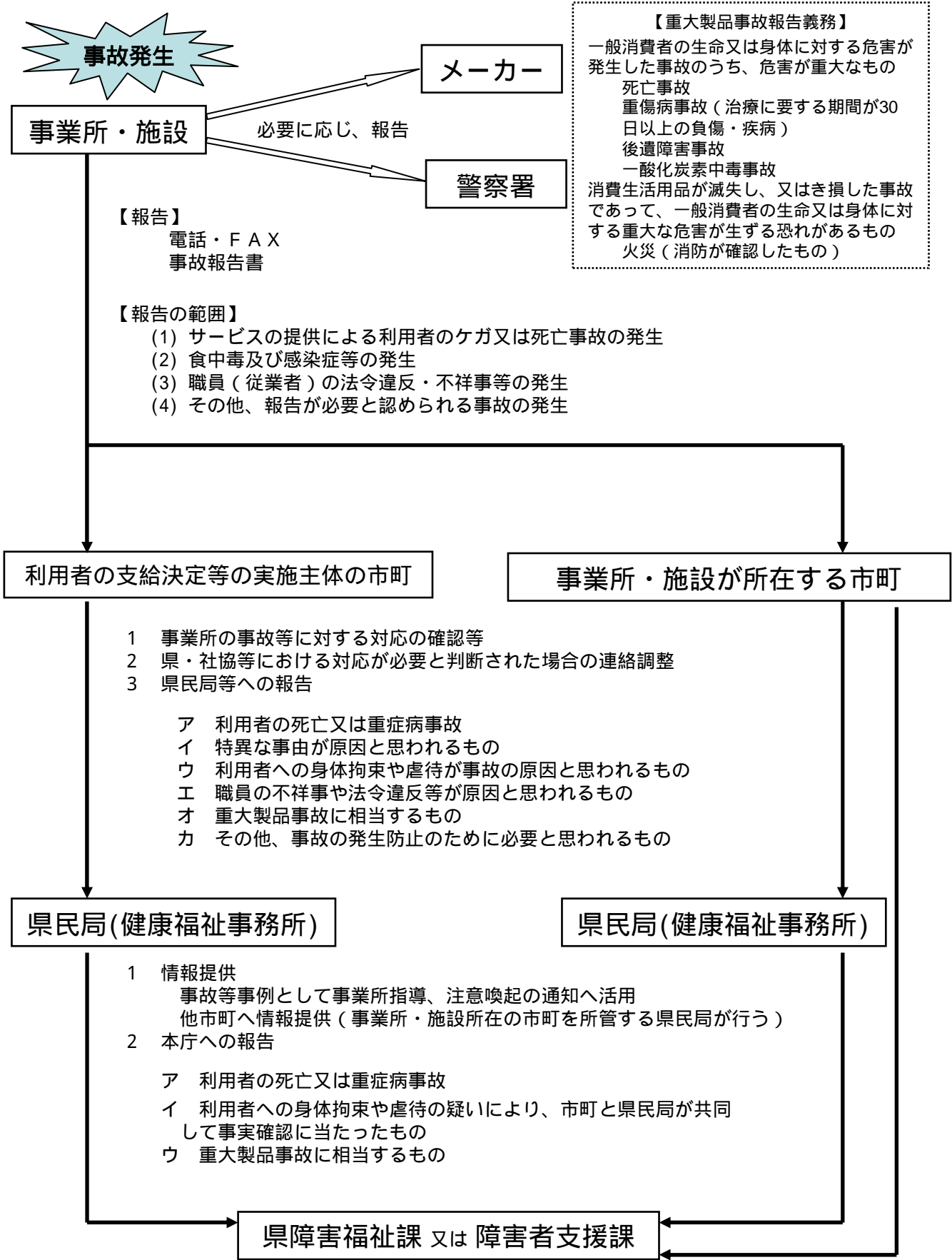


障害福祉サービス事業者等及び市町等における 事故等発生時の報告フローチャート



【重大製品事故報告義務】
 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大なもの
 死亡事故
 重傷病事故（治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病）
 後遺障害事故
 一酸化炭素中毒事故
 消費生活用品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずる恐れがあるもの
 火災（消防が確認したもの）

【報告】
 電話・FAX
 事故報告書

【報告の範囲】
 (1) サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
 (2) 食中毒及び感染症等の発生
 (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生
 (4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

1 事業所の事故等に対する対応の確認等
 2 県・社協等における対応が必要と判断された場合の連絡調整
 3 県民局等への報告

ア 利用者の死亡又は重症病事故
 イ 特異な事由が原因と思われるもの
 ウ 利用者への身体拘束や虐待が事故の原因と思われるもの
 エ 職員の不祥事や法令違反等が原因と思われるもの
 オ 重大製品事故に相当するもの
 カ その他、事故の発生防止のために必要と思われるもの

1 情報提供
 事故等事例として事業所指導、注意喚起の通知へ活用
 他市町へ情報提供（事業所・施設所在の市町を所管する県民局が行う）
 2 本庁への報告

ア 利用者の死亡又は重症病事故
 イ 利用者への身体拘束や虐待の疑いにより、市町と県民局が共同して事実確認に当たったもの
 ウ 重大製品事故に相当するもの